

2020年4月21日

各位

E I C 保険エージェンシー株式会社

緊急事態宣言発令に伴う弊社の業務運営について

平素は弊社業務に関しまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、4月16日に、新潟県に新型コロナウイルス拡大に関する「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、弊社では以下のおりの業務運営とさせていただきますのでご案内いたします。

皆さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【緊急事態宣言について】

以下自治体のホームページに詳細の記載がございますので、ご確認ください。

■新潟県ホームページ（URL）：<https://www.pref.niigata.lg.jp/>

【弊社の業務運営（お客さま対応）について】

■原則、事故受付、ご継続（満期更改）手続き、契約内容変更・解約手続き、満期返れい金のお支払い手続きなどに限定して業務を行います。

■「緊急事態宣言」の発令解除までは、極力面談を控え、原則、電話やメール・郵送でのご対応とさせていただきます。（インターネット等でお手続きが可能な場合は都度ご案内いたします。）

■弊社への事故、保険金・給付金に関するご相談は、電話・FAX・メール等をお願いします。（保険会社の事故受付・相談窓口をご利用いただくこともできます。）

■当面、一部社員においてテレワーク（在宅勤務）を実施する場合があります。

それに伴い、社内の人員が少なくなる、携帯電話からご連絡を差し上げるなど、ご不便をおかけする可能性があります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

■5月2日の土曜日は臨時休業といたします。

【特別措置の適用について】

今回の事態に対しまして保険会社ではお客さまに不利益がないようにご契約の手続き、保険料のお支払いを猶予する特別措置を実施しています。損害保険契約の満期日までにお手続きができなかった場合、満期契約と同じ内容にて補償されることとなりますのでご安心ください。

詳細につきましては、日本損害保険協会HP（<https://www.sonpo.or.jp/>）、生命保険協会HP（<https://www.seiho.or.jp/>）にてご確認ください。

【感染予防・感染拡大防止のための主な取り組み】

弊社では感染予防・感染拡大防止のため以下の取り組みを実施しています。

- 手洗い、手・指のアルコール消毒、うがい、咳エチケットの励行
- 社内の定期的な消毒・換気、アルコール消毒液の設置
- 不急のイベント・会議・研修・セミナー・講習会等の開催および参加の原則自粛
- 出張の原則自粛

※会議・研修・セミナー等について、やむを得ず開催・参加する場合は感染予防・感染リスク対策を徹底します。

※お客さま・お取引先さまとの面談時は極力マスクを着用させていただきます。

【弊社へのお問い合わせ】

E I C保険エージェンシー株式会社

〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町6-1 興和ビル8F

■電話番号：025-281-0771（平日 8：45～17：30）

■FAX番号：025-281-0770

※社員がテレワーク（在宅勤務）を行っている場合、電話がつながりにくい場合があります。
（営業担当者へのご連絡は携帯電話におかけいただくことで直接承ることができます。）

【保険会社へのお問い合わせ等について】

保険会社の連絡先につきましては、お手数でもお手元の保険証券あるいは各保険会社のホームページにてご確認くださいませようお願いいたします。

各保険会社のホームページには、弊社ホームページからもアクセスが可能です。

(<https://www.eic-ia.co.jp/toriatukai.html>)

※緊急事態宣言発令に伴い、保険会社の各種窓口も縮小運営を行っており、電話がつながりにくい場合や、手続きに時間がかかる可能性がございます。

各社の運営状況等に関しましては、お手数でも各保険会社のホームページでご確認くださいませようお願いいたします。

以 上